

市民税・県民税・森林環境税の税額計算方法

市民税・県民税額	均 等 割	4,800円（市民税:3,000円 県民税:1,800円） 県民税均等割には、滋賀県の森林保全等を目的とした「琵琶湖森林づくり県民税」800円が含まれています。
	所 得 割	（総所得金額－（1）所得控除額×（2）税率－（3）調整控除額－（4）税額控除額等）
森林環境税(国税)	1,000円 森林整備に関する施策の財源に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、令和6年度から市が国税として、市民税・県民税とともに徴収します。	

(1) 所得金額

所得の種類			所得金額の計算方法		所得の種類			所得金額の計算方法	
総合課税	給与所得		※1		総合課税	配当所得		収入金額－元本取得に要した負債の利子	
	雑所得 (a,b,c の合計)	a 公的年金等	※2			総合譲渡所得(短期・長期※3)		収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額	
		b 業務に係るもの	収入金額－必要経費			一時所得※3		収入金額－必要経費－特別控除額	
		c 他の所得にあてはまらない所得			分離短期・長期譲渡所得		収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額		
	営業等所得		分離課税		株式等に係る譲渡所得		収入金額－(取得費＋譲渡費用＋元本取得に要した負債の利子)		
	農業所得				上場株式等に係る配当所得等		収入金額－元本取得に要した負債の利子		
	不動産所得				先物取引に係る雑所得		収入金額－必要経費		
	利子所得				山林所得		収入金額－必要経費－特別控除額(上限50万円)		
					収入金額(源泉徴収前)				

※1 給与所得計算表

給与収入	給与所得	
～ 550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	給与収入－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	給与収入÷4 (千円未満切捨)	×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円		×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円		×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入×0.9－1,100,000円	
8,500,000円～	給与収入－1,950,000円	

給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方がある場合や、給与収入が850万円を超える場合は、下記所得金額調整控除を差し引きます。

■所得金額調整控除

①給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合、給与所得から下記の金額を差し引きます。
(給与所得＋公的年金等に係る雑所得)－10万円(ただし、上限10万円)

※2 公的年金等の所得計算表

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、下記と計算方法が異なります。

年齢	公的年金等の収入	公的年金等に係る雑所得
65歳未満	130万円以下	収入－600千円
	130万円超 410万円以下	収入×0.75－275千円
	410万円超 770万円以下	収入×0.85－685千円
	770万円超1,000万円以下	収入×0.95－1,455千円
	1,000万円超	収入－1,955千円
65歳以上	330万円以下	収入－1,100千円
	330万円超 410万円以下	収入×0.75－275千円
	410万円超 770万円以下	収入×0.85－685千円
	770万円超1,000万円以下	収入×0.95－1,455千円
	1,000万円超	収入－1,955千円

②給与収入が850万円を超える方で、a～cのいずれかを満たす場合、下記の金額を給与所得から差し引きます。
(給与収入－850万円)×0.1(ただし、上限15万円)
a:特別障害者に該当する b:23歳未満の扶養親族を有する
c:特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

※3 総合長期譲渡所得及び一時所得は所得の1/2が課税対象となります。また特別控除額の上限は50万円です。

(2) 所得控除

雑 損 控 除	次のいずれか多い方の金額 ①(災害等による損失額)－(保険金等で補てんされる額)－(総所得金額等の合計額×10%) ②(災害関連支出の金額)－5万円							
医 療 費 控 除	(医療費－保険金等で補てんされる額)－(総所得金額等の合計額×5%又は10万円のいずれか少ない方の金額) ※控除限度額は200万円 もしくは、(スイッチOTC医薬品購入費－保険金等で補てんされる額)－12,000円 ※控除限度額は88,000円							
社会保険料控除	社会保険料の支払額		小規模企業共済等掛金控除		第1種共済掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金の合計額			
生命保険料控除	支払金額		控除額		納税義務者本人の合計所得金額			
	新契約	12,000円以下のとき	全額		900万円以下			
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円		配偶者控除	一 般	33万円	900万円超 950万円以下
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円			老 人	38万円	22万円
		56,000円超のとき	28,000円		11万円			
	旧契約	15,000円以下のとき	全額		配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額		
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円			控除額		
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円			48万円超100万円以下		
		70,000円超のとき	35,000円			33万円		
		一般生命保険料、介護医療保険料(新契約の算式により計算)及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料及び個人年金保険料については、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、新旧それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)または旧契約のみの控除額(限度額35,000円)のいずれか大きい金額が控除額となります。		100万円超105万円以下		22万円		
			105万円超110万円以下			11万円		
			110万円超115万円以下			9万円		
			115万円超120万円以下			7万円		
			120万円超125万円以下			6万円		
			125万円超130万円以下		4万円			
		130万円超133万円以下		2万円				
		障 害 者 控 除		26万円 (特 別 障 害 者 30万円 同居特別障害者 53万円)				
地震保険料控除	支払金額		控除額		寡 婦 控 除			
	地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2		26万円			
		50,000円超のとき	25,000円		ひとり親控除			
	旧長期契約	5,000円以下のとき	全額		30万円			
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円		勤 労 学 生 控 除			
		15,000円超のとき	10,000円		26万円			
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円				扶 養 控 除	一 般	33万円	
				特 定		45万円		
				老 人		38万円		
基礎控除	納税義務者本人の合計所得金額		2,400万円以下		2,400万円超2,450万円以下			
	控除額		43万円		2,450万円超2,500万円以下			
				29万円				
				15万円				

(3) 税率

●所得割(課税総所得・課税山林所得)の税率

課 税 標 準 額 (課税所得金額)	税 率	
	市 民 税	県 民 税
一 律	6 %	4 %

●分離課税の課税短期譲渡所得金額(所有期間が5年以下)に対する税率

税率	短期譲渡所得金額	一 般 A (一般の譲渡)	軽 減 B (収用等)
		(特別控除後の)譲渡益に一律	(特別控除後の)譲渡益に一律
市民税・税率		A×5.4%	B×3.0%
県民税・税率		A×3.6%	B×2.0%

●分離課税の課税長期譲渡所得金額(所有期間が5年超)等に対する税率

税率	長期譲渡所得 金額等	一 般 A	特 定 B		軽 課 C		株式等の 譲 渡 D (上場株)	株式等の 譲 渡 E (非上場株)	上場株式等 の 配 当 F	先物取引 G
		(一般の譲渡・収用等)	(優良住宅地の譲渡等)		(所有期間が10年を超える居住用資産の譲渡)					
			(特別控除後の譲渡益が)		(特別控除後の譲渡益が)					
	(特別控除後の 譲渡益に一律)	2,000万円 以下の場合	2,000万円超の場合		6,000万円 以下の場合	6,000万円超の場合				
市民税・税率	A×3.0%	B×2.4%	(B-2,000万円)×3.0%+48万円		C×2.4%	(C-6,000万円)×3.0%+144万円	D×3.0%	E×3.0%	F×3.0%	G×3.0%
県民税・税率	A×2.0%	B×1.6%	(B-2,000万円)×2.0%+32万円		C×1.6%	(C-6,000万円)×2.0%+96万円	D×2.0%	E×2.0%	F×2.0%	G×2.0%

(4) 税額控除

●調整控除

①市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の方:(イ)と(ロ)のいずれか小さい額の5%(市民税3%・県民税2%)
(イ)人的控除額の差(表A)の合計額、(ロ)市民税・県民税の合計課税所得金額
②市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円超の方:【人的控除額の差の合計額-(市民税・県民税の合計課税所得金額-200万円)】の5%(市民税3%・県民税2%)。
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円(市民税1,500円、県民税1,000円)とします。
※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。

表A 所得税と市民税・県民税の人的控除額の差

控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	寡婦控除	1万円	扶養控除	一般 5万円
障 害 者 控 除	普通 1万円	ひとり親 父 1万円	特 定 18万円		老人 10万円
	特 別 10万円	控 除 母 5万円	老 人 10万円		
	同居特別 22万円	勤労学生控除 1万円	同居老親等 13万円		

●配当控除 (上場株式等の配当について分離課税で申告された場合は適用されません。)

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	利 益 の 配 当 等	市民税	県民税	市民税	県民税
外貨建等証券投資信託以外		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

●住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年4月から令和3年、地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年までであって、特定取得もしくは特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年もしくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合)には、当該金額がなかったものとして計算した金額 ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)				
	市民税	3/5	県民税	2/5

●寄附金税額控除

都道府県、市町村又は特別区、滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部、条例で指定された団体等に対して合計が2千円を超える寄附を行った場合、所得税の確定申告(又は市民税・県民税申告)をすることにより、下記の基本部分と特例控除部分の合計額を寄附金税額控除として税額から控除します。なお、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用される場合は、所得税における控除額に代えて、下記の申告特例控除額が寄附金税額控除に加算されます。

基本控除額	①寄附金の合計額 ②総所得金額等の合計額の30% (①、②の少ない方の額－2千円)×0.1	課税総所得金額－人的控除差調整額		人的控除差調整額とは、 (4)調整控除の①(イ)の合計額のことです。
		A	B	
特例控除額 (特例控除対象の自治体への寄附(ふるさと納税)のみ)	(ふるさと納税合計額－2千円)×右記Aの割合 ただし、市民税・県民税所得割の20%が上限	195万円超 330万円以下	0.84895 5105/84895	課税山林所得や分離課税に係る譲渡所得等の所得がある場合は、左記の表とは異なります。
		330万円超 695万円以下	0.7979 1021/7979	
申告特例控除額	特例控除額×右記Bの割合	695万円超 900万円以下	0.6958 2042/6958	
		900万円超 1,800万円以下	0.66517 23483/66517	
		1,800万円超 4,000万円以下	0.56307 33693/56307	
市民税	3/5	県民税	2/5	

●配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

上場株式等の配当又はその売却益について「配当割」「株式等譲渡所得割」として5%の税率で特別徴収(天引き)されている方が申告した場合は、所得割額から「配当割額」又は「株式等譲渡所得割額」を控除し、精算します。

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

不服の申立て

納税者は、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます。(なお、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

納期限までに納付がない場合

督促状を発した日の翌日から、督促手数料100円を徴収します。納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(税額が2,000円未満のときはその全額を、税額が2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。)に大津市市税条例で定める割合(上限は年14.6%。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間に係る上限は年7.3%。)で計算した延滞金(計算した額が、1,000円未満のときは全額を、計算した額が1,000円以上のときは100円未満の端数を切り捨てる。)を徴収します。
※ただし、延滞金の割合は、租税特別措置法に基づく延滞金の割合の特例により、毎年変動することがあります。